　第１５号議案

　　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

　職員の退職手当に関する条例（昭和３２年品川区条例第２号）の一部を次のように改正する。

」

　第１３条第８項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第１２項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

　第１７条第１項第１号および第５項第２号、第１８条の見出しおよび同条第１項第１号、第１９条第１項第１号ならびに第２１条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第９条中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

　⑴　第１３条第８項第４号および第１２項ならびに付則第９条の改正規定ならびに次項の規定　令和７年４月１日

⑵　第１７条第１項第１号および第５項第２号、第１８条の見出しおよび同条第１項第１号、第１９条第１項第１号ならびに第２１条第４項の改正規定ならびに付則第３項および付則第４項の規定　令和７年６月１日

２　改正後の第１３条第８項第４号（同条第９項において準用する場合を含む。）および同条第１２項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって令和７年４月１日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

３　令和７年６月１日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１３条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第１７条第１項および第５項、第１８条第１項（第１号に係る部分に限る。）ならびに第２１条第４項ならびに職員の退職手当に関する条例第２１条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

　（説明）雇用保険法および刑法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。